

## 株式会社みずほ銀行及び みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が策定した 「Mizuho 人的資本経営インパクトファイナンス フレームワーク」の実行後レビュー

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が策定した「Mizuho 人的資本経営インパクトファイナンス フレームワーク」に係る実行後レビューを実施しました。

### <要約>

本第三者意見は、株式会社みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が2023年5月に策定した「Mizuho 人的資本経営インパクトファイナンス フレームワーク」（本フレームワーク）の実行後レビューに関するものである。

JCRは、2023年5月30日に、本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された「インパクトファイナンス」の4つの要素に適合することに係る第三者意見を公表している。本第三者意見の目的は、本フレームワークの実行後レビューとして、みずほ銀行が2023年5月から2025年3月までに組成した融資（本融資）が、本フレームワークにて言及する環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された「インパクトファイナンス」の4つの要素に適合するかを確認することである。4つの要素とは、以下のとおりである。

1. 投融资時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
2. インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

JCRは、みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズから提供された資料等を通じて、本融資が上記の4つの要素に適合していることを確認した。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見

評価対象：「Mizuho 人的資本経営インパクトファイナンス フレームワーク」  
(実行後レビュー)

2025年8月29日  
株式会社 日本格付研究所

## 目次

<要約>.....	- 3 -
I. 本第三者意見の位置づけと目的 .....	- 4 -
II. 本第三者意見における確認項目 .....	- 4 -
III. 本評価対象.....	- 4 -
IV. 適合性確認.....	- 5 -
V. 結論 .....	- 9 -

## <要約>

本第三者意見は、株式会社みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が2023年5月に策定した「Mizuho 人的資本経営インパクトファイナンス フレームワーク」<sup>1</sup>（本フレームワーク）の実行後レビューに関するものである。

JCRは、2023年5月30日に、本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された「インパクトファイナンス」の4つの要素に適合することに係る第三者意見を公表している。本第三者意見の目的は、本フレームワークの実行後レビューとして、みずほ銀行が2023年5月から2025年3月までに組成した融資（本融資）が、本フレームワークにて言及する環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された「インパクトファイナンス」の4つの要素に適合するかを確認することである。4つの要素とは、以下のとおりである。

1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
2. インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

JCRは、みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズから提供された資料等を通じて、本融資が上記の4つの要素に適合していることを確認した。

---

<sup>1</sup> みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズ「Mizuho 人的資本経営インパクトファイナンス ～フレームワーク～」  
[https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/sustainability/hif/pdf/hif\\_01.pdf](https://www.mizuho-bank.co.jp/corporate/sustainability/hif/pdf/hif_01.pdf)

## I. 本第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見は、みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズが2023年5月に策定した本フレームワークの実行後レビューに関するものである。

JCRは、2023年5月30日に、本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された「インパクトファイナンス」の4つの要素に適合することに係る第三者意見を公表している。本第三者意見の目的は、本フレームワークの実行後レビューとして、本融資が本フレームワークにて言及する環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された「インパクトファイナンス」の4つの要素に適合するかを確認することである。

## II. 本第三者意見における確認項目

環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」では、以下のとおり、「インパクトファイナンス」に関する4つの要素が示されており、本融資がこれらの要素に適合するかを確認する。

1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
2. インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

## III. 本評価対象

本第三者意見書の評価対象となる本融資は、以下のとおりである。

表1：本第三者意見に係る評価対象の概要

商品名	Mizuho 人的資本経営インパクトファイナンス
融資を実行した期間	2023年5月～2025年3月
融資件数	18件
融資総額	2,923億円

## IV. 適合性確認

本融資が本フレームワークにて言及する環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された「インパクトファイナンス」の4つの要素に適合するかについて、JCRがみずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズに対するヒアリング等を通じて確認した結果は、以下のとおりである。

### 1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか

みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズは、本フレームワークに基づき2023年5月から2025年3月までに融資を実行した18件について、対象企業の評価、評価書を用いた対象企業に対するフィードバック、年次のモニタリング、対象企業へのエンゲージメント等を行い、人的資本経営の可視化及び実践に係るポジティブなインパクトを生み出すことを意図している。

なお、みずほ銀行は、対象企業の評価・融資に際して、人的資本を含むサステナビリティ全般に係る係争の確認を行い、ネガティブインパクトを適切に緩和・管理している。

### 2. インパクトの評価及びモニタリングを行うものか

本フレームワークは、企業の人的資本経営に関する可視化・開示と実践をスコアリングし、一定のスコア以上を満たした企業に対して融資を行う金融商品に関するものである。2023年5月から2025年3月までに融資を実行した18件について、みずほリサーチ&テクノロジーズは、当初定めた評価基準に基づき、当該企業に係る人的資本経営の可視化・開示と実践の状況に係るスコアリングを行った。

また、みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズは、本フレームワークに基づき、年次でモニタリングを実施している。モニタリングに際しては、前年からの取り組みの進展を確認することを目的として融資を行った企業を評価すると同時に、当該企業の人的資本経営の促進・高度化を支援することを目的としてエンゲージメントを実施している。

### 3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか

みずほ銀行は年に1回、ウェブサイトにて融資件数及び融資総額を開示している。

また、2023年5月から2025年3月までに融資を実行した案件に係る実績は、本第三者意見書をもって開示しており、表2及び表3のとおりである。みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズは、モニタリングを通じて、融資後に創出されたインパクトを確認している。

なお、JCRは、みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズから提供された情報に基づき、融資が実行された案件に係る企業別、業種別、規模別の詳細を確認している。

表 2：業種別融資件数<sup>2</sup>

業種	件数
製造業	11
非製造業	7
合計	18

 表 3：創出されたインパクト例<sup>3</sup>

#	企業	業種	創出されたインパクト
1	A 社	製造業	<p>&lt;育成&gt;</p> <p>融資実行時においては「一人当たりの研修費用」が開示されていなかったが、モニタリング実施時においては定義とともに開示された。</p> <p>&lt;ダイバーシティ&gt;</p> <p>融資実行時においては「男女間の賃金格差」が開示されていなかったが、モニタリング実施時においては定義とともに開示された。</p> <p>&lt;健康・安全&gt;</p> <p>融資実行時においては経営戦略に紐づいた人材戦略として「健康・安全」の取り組みを行っていることの説明が明確に開示されていなかったが、モニタリング実施時においては戦略との関連性がわかりやすく開示された。</p>
2	B 社	製造業	<p>&lt;育成&gt;</p> <p>融資実行時においては経営戦略に紐づいた人材戦略として「育成」の取り組みを行っていることの説明が明確に開示されていなかったが、モニタリング実施時においては戦略との関連性がわかりやすく開示された。</p> <p>&lt;流動性&gt;</p> <p>融資実行時においては「離職率」が単一年のみの開示となっていたが、モニタリング実施時には複数年開示された。</p> <p>また、融資実行時においては「中途採用比率」が開示されていなかったが、モニタリング実施時においては開示された。</p> <p>加えて、融資実行時においては経営戦略に紐づいた人材戦略として</p>

<sup>2</sup> みずほ銀行から提供を受けた資料に基づき作成。

<sup>3</sup> みずほ銀行から提供を受けた資料に基づき作成。

			<p>「流動性」の取り組みを行っていることの説明が明確に開示されていなかったが、モニタリング実施時には戦略との関連性がわかりやすく開示された。</p> <p>&lt;ダイバーシティ&gt;</p> <p>融資実行時には、「男性育児休業取得率」が単一年のみの開示となっていたが、モニタリング実施時には定義とともに複数年開示された。</p> <p>&lt;労働慣行/コンプライアンス&gt;</p> <p>融資実行時には「組織内の苦情の種類・件数」が開示されていなかったが、モニタリング実施時には定義とともに開示された。</p>
3	C社	製造業	<p>&lt;ダイバーシティ&gt;</p> <p>融資実行時には「男女間の賃金格差」「男性育児休業取得率」が単一年のみの開示となっていたが、モニタリング実施時には複数年開示された。</p> <p>&lt;労働慣行/コンプライアンス&gt;</p> <p>融資実行時には「コンプライアンス研修の受講者・率」の定義が開示されていなかったが、モニタリング実施時には開示された。</p>
4	D社	製造業	<p>&lt;育成&gt;</p> <p>融資実行時には「一人当たりの研修費用」が開示されていなかったが、モニタリング実施時には定義とともに複数年開示された。</p> <p>&lt;エンゲージメント&gt;</p> <p>融資実行時には経営戦略に紐づいた人材戦略として「エンゲージメント」の取り組みを行っていることの説明が明確に開示されていなかったが、モニタリング実施時には戦略との関連性がわかりやすく開示された。</p> <p>&lt;流動性&gt;</p> <p>融資実行時には経営戦略に紐づいた人材戦略として「流動性」の取り組みを行っていることの説明が明確に開示されていなかったが、モニタリング実施時には、施策によって期待される成果や施策が成果に結びつくメカニズムも含めてわかりやすく開示された。</p>

			<p>&lt;ダイバーシティ&gt;</p> <p>融資実行時においては「男女間の賃金格差」が単一年のみの開示となっていたが、モニタリング実施時には複数年開示された。</p> <p>また、融資実行時においては「男女の平均継続勤務年数の差異」が開示されていなかったが、モニタリング実施時には定義とともに複数年開示された。</p> <p>加えて、融資実行時においては経営戦略に紐づいた人材戦略として「ダイバーシティ」の取り組みを行っていることの説明が明確に開示されていなかったが、モニタリング実施時には、施策によって期待される成果や施策が成果に結びつくメカニズムも含めてわかりやすく開示された。</p>
5	E社	製造業	<p>&lt;経営者コミットメント&gt;</p> <p>融資実行時においては「人的資本データと役員報酬の連動開示」を示す記載が開示されていなかったが、モニタリング実施時には開示された。</p> <p>&lt;ダイバーシティ&gt;</p> <p>融資実行時においては「男女間の賃金格差」が単一年のみの開示となっていたが、モニタリング実施時には複数年開示された。</p>
6	F社	非製造業	<p>&lt;育成&gt;</p> <p>融資実行時においては「一人当たりの研修費用」が開示されていなかったが、モニタリング実施時には定義とともに開示された。</p> <p>また、融資実行時においては経営戦略に紐づいた人材戦略として「育成」の取り組みを行っていることの説明が明確に開示されていなかったが、モニタリング実施時には戦略との関連性がわかりやすく開示された。</p> <p>&lt;ダイバーシティ&gt;</p> <p>融資実行時においては経営戦略に紐づいた人材戦略として「ダイバーシティ」の取り組みを行っていることの説明が明確に開示されていなかったが、モニタリング実施時には戦略との関連性がわかりやすく開示された。</p> <p>&lt;健康・安全&gt;</p> <p>融資実行時においては経営戦略に紐づいた人材戦略として「健康・</p>

			安全」の取り組みを行っていることの説明が明確に開示されていないが、モニタリング実施時には戦略との関連性がわかりやすく開示された。
--	--	--	--

\* みずほ銀行及び対象企業との契約の内容に基づき、上記の表では個別の企業名を伏せている。

#### 4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか

みずほ銀行は、通常の貸出業務と同様、貸出審査により適切にリスク判断を行いつつ、当該金融商品による貸出収益を確保している。その上で、当該金融商品単体での取引にとどまらず、当該金融商品に係る提案・組成・モニタリングの各過程を通じて、取引先企業のサステナビリティ戦略を理解し、リレーション強化を図ることで、中長期的にリターンを確保している。

## V. 結論

JCR は、本融資が本フレームワークにて言及する環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された「インパクトファイナンス」の4つの要素に適合していることを確認した。

(担当) 菊池 理恵子・新井 真太郎

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が付与し提供する第三者意見は、事業主体の策定した人的資本経営インパクトファイナンスに係るフレームワークへの適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらす環境改善効果・社会的便益を示すものではありません。

本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、当該フレームワークに基づく融資によるポジティブな効果、又は融資が環境・社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本融資が事業主体の設定する指標を達成する程度について、JCR は事業主体または事業主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク (信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等) について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1) 金融機関、ブローカー・ディーラー、(2) 保険会社、(3) 一般事業法人、(4) 政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

## 株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル